

山形県公報

平成28年8月5日(金) 第2769号

毎週火・金曜日発行

目	次
\Box	1/

告 示

○山形県山村集落整備費補助金交付規程を廃止する規程……………………………(農政企画課)…923

○開発行為に関する工事の完了………………………………………………………(最上総合支庁建築課)…926

人事委員会関係

告 示

○平成28年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施・・・・・・・・・・・同

公 告

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………………………………………… (監 査 委 員) …929

告 示

山形県告示第730号

山形県山村集落整備費補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成28年8月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県山村集落整備費補助金交付規程を廃止する規程

山形県山村集落整備費補助金交付規程(昭和45年5月県告示第522号)は、廃止する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第731号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成28年8月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の	品 種	名		前		飼	養		者	
証明音笛 夕	種 類		1	刊リ		住	所	名	称	(氏	名)
11220040340	牛	黒毛和種	平	忠	勝	新庄市大字鳥越		山形県農	業総合	合研究	センター
11220040340	+	恭七州悝	(全和黒原4451)		字一本標	公1076	畜産試験	湯			
11201501303	牛	黒毛和種	景	勝	21	新庄市ス	大字鳥越	山形県農	業総	合研究	センター
11201501505	+	恭七州悝	(全利	口黒原4	673)	字一本標	公1076	畜産試験	湯		
10828200897	<i>H</i> -	4 用工和任	貴	福	久	新庄市ス	大字鳥越	山形県農	業総	合研究	センター
10020200097	牛 黒毛和種		(全利	口黒原5	186)	字一本株	公1076	畜産試験	湯		

10245886001	牛	黒毛和種	満 開 1 (全和黒原5448)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11271604744	牛	黒毛和種	勝 安 平 22 (全和黒14854)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840805261	牛	黒毛和種	安 秀 武 (全和黒原5577)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840803557	牛	黒毛和種	幸 花 久 (全和黒14991)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840803915	牛	黒毛和種	神 安 平 (全和黒14992)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11380809306	牛	黒毛和種	安 秀 久 (全和黒15017)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11415411504	牛	黒毛和種	福 福 照 (全和黒原5881)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11380490009	牛	黒毛和種	神 室 栄 (全和黒15118)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11351294988	牛	黒毛和種	冬 景 21 (全和黒原5953)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11256630690	牛	黒毛和種	福 美 桜 (全和黒15153)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
31506010001	豚	ランドレー ス種	オマー ヤマガ タ ヤマガタ 1 0001 (日豚L種LL06 -A000006)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31506010002	豚	ランドレー ス種	ヤマガタ ランド ヤマガタ 5 0005 (日豚L種LL06 -A000010)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31606010001	豚	ランドレー ス種	ガッサン ヨウト ンシ 15 ヤマガ タ 5 0007 (日豚L種WW06 -A000004)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31506010003	豚	大ヨークシャー種	グラニート トミ チク ヤマガタ 5 0002 (日豚W種WW06 -A000004)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31206010012	豚	デュロック 種	フジ シモフリ デー 41296- 82422 2-3911 (日豚D種DD06 -Y043158)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

			フジ シモフリ		
31206010013	豚	デュロッ ク種	デー 41296- 82819 1-3919 (日豚D種DD06 -Y043159)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31306010005	豚	デュロッ ク種	ゼンノー シモフ リ ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000005)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31406010002	豚	デュロッ ク種	フジ シモフリ ヤマガタ 3 0001 (日豚D種DD06 -A000024)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31506010004	豚	デュロッ ク種	ゼンノー フジ ヤマガタ 1 0003 (日豚D種DD06 -A000047)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31506010005	豚	デュロッ ク種	ゼンノー フ ジ ヤマガタ 7 0005 (日豚D種DD06 -A000051)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31606010002	豚	デュロッ ク種	ゼンノー シモフ リ ヤマガタ 7 0003 (日豚D種DD06 -A000066)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31606010003	豚	デュロッ ク種	フジ ゼンノー ヤマガタ 3 0002 (日豚D種DD06 -A000083)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31506010007	豚	バ ー ク シャー種	オカ15 ピーター ラッド ヤマガタ 1 0008 (日豚B種BB06 -A000013)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31506010008	豚	バ ー ク シャー種	ピーターラッド オカ15 ヤマガタ 3 0007 (日豚B種BB06 -A000025)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

31606010004	豚	バ ー ク シャー種	キプリオン オカ 15 ヤマガタ 5 0004 (日豚B種BB06 -A000031)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31606010005	豚	バ ー ク シャー種	キプリオン オカ 15 ヤマガタ 2 0003 (日豚B種BB06 -A000029)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
21406010004	馬	日本ミニ チュアホー ス種	ブラックスモール (日 馬 繁 06S 00001)	酒田市浜中字船 付場32-55	佐藤 光良

山形県告示第732号

次の開発行為は、完了した。

平成28年8月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 許可番号

平成28年6月14日 指令最総建第7号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 - 最上郡最上町大字月楯字下川原25番21の一部、25番45
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 最上郡最上町大字向町555番地 株式会社丸徳ふるせ 最上郡最上町大字若宮字土間889番51 株式会社もがみ木質エネルギー

人事委員会関係

告 示

山形県人事委員会告示第8号

平成28年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成28年8月5日

山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊 彦

1 試験の種類

山形県職員採用試験 (短大卒業程度)

2 試験区分及び採用予定人員 次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員
保育士	約 5 名

- 3 試験の程度
 - 短期大学卒業程度
- 4 対象となる職 次表のとおりである。

試験区分	対象となる職
保育士	医療職給料表(2)1級の職

5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

適用給料表	給料
医療職給料表(2)	1 級11号給

6 受験資格

平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は平成29年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当する者は受験できない。

7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
0 825 8 (8)	教養試験 (多肢選択式)	山形市	10月6日(木) 合格者の試験区分及び受験番号を 山形県庁屋外掲示板に掲示して発表
9月25日(日)	専門試験(多肢選択式)	四形川	するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
10月16日 (日)	作文試験		11月中旬
(予定)	人物試験(適性検査)	山形市	合格者の試験区分及び受験番号を 山形県庁屋外掲示板に掲示して発表
10月24日 (月) ~ 同月27日 (木) の		四形川	するほか、第2次試験受験者全員に
うち指定する1日 (予定)	人物試験(個別面接) 		書面で合否を通知する。

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しない場合には不合格とする。

第1巻	欠試験	第2	次試験
教養試験	専門試験	作文試験	人物試験(個別面接)
150点	150点	100点	400点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課、山形県東京事務所、山形県大阪事務所並びに山形県名古屋事務所において交付する。

また、山形県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/) からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「短卒程度請求」と朱書し、140円切手を貼った 宛先明記の返信用封筒 (角形 2 号封筒)を必ず同封して、山形県人事委員会事務局 (山形市松波二丁目 8 番 1 号 郵便番号990-8570)宛て請求すること。

(2) 申込方法

ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」(http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html) から申し込むこと。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒(長形3号封筒)を添付の上、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書するとともに、簡易書留の方法によること。

(3) 申込受付期間

次表のとおりである。

電子申請による申込み	平成28年8月5日(金)午前9時から同月29日(月)午後5時15分まで(受付期
电丁甲萌による甲込み	間内に受信したものに限る。)
	平成28年8月5日(金)から同年9月2日(金)まで(郵送の場合は、同月2日
郵送又は持参による申	(金)までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日(土曜日、日曜日及び
込み	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を除く午前8
	時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。)

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表 1

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む。)

公 告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により、平成28年6月3日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成28年7月14日付けで山形県知事から通知があった。

平成28年8月5日

 山形県監査委員
 森
 田
 廣

 山形県監査委員
 広
 谷
 五郎左エ門

 山形県監査委員
 会
 田
 稔
 夫

 山形県監査委員
 加
 藤
 香

		1				
所 管 課 (対象公社等)	監 査 結 果	措	置	0)	内	容
管理課	(「事務又は事業実施伺」の記載	平成28年	4月1日作	寸けで文書	管理規程	を改正し、
(公益財団法人山	不備)	施行年月日の	り記載を訓	養務化した	。その上	で、平成28
形県建設技術セン	「執行伺」に施行日の記載のな	年4月19日	こ、全職員	員に対し、	施行日記	載の徹底に
ター)	い取引が複数確認された。	ついて、メー	ール及びこ	文書で周知	を図った。)
	本法人が定める「文書管理規					
	程」では、文書を起案するときに					
	は、施行年月日の記載欄のある起					
	案文書を用いることとされてい					
	る。決裁に基づき、確実に執行さ					
	れていることを明らかにするため					
	にも当該日付の記載を徹底するこ					
	とが必要である。					
管理課	(「文書管理規程」の見直し)	平成28年4	4月1日作	寸けで文書	管理規程	を改正し、
(公益財団法人山	「山形県文書管理規程」を参考	施行年月日の	り記載を郭	義務化した	-0	
形県建設技術セン	にして、「文書管理規程」に施行					
ター)	年月日の記載を求める規定を盛り					
	込む旨の改定が必要である。					
管理課	(「事務又は事業実施伺」の記載	平成28年4	4月1日作	寸けで文書	管理規程	を改正し、
(公益財団法人山	不備)	施行年月日の	り記載を郭	義務化 した	。その上	で、平成28
形県建設技術セン	「事務又は事業実施及び支出	年4月19日日	こ、全職員	員に対し、	施行日記	載の徹底に
ター)	伺」に施行日の記載のない取引が	ついて、メー	ール及びこ	文書で周知	を図った。	
	複数確認された。本法人が定める					
	「文書管理規程」では、文書を起					
	案するときには、施行年月日の記					
	載欄のある起案文書を用いること					
	とされている。決裁に基づき、確					
	実に執行されていることを明らか					
	にするためにも当該日付の記載を					
	徹底することが必要である。					
管理課	(所在不明、使用不可の固定資	平成28年3	3月25日1	こ除却処理	を行い、	固定資産台
(公益財団法人山	産)	帳を修正した	:			
形県建設技術セン	自主的に実施した現物照合結果					
ター)	により、不明又は使用不可とされ					
	た固定資産5点(帳簿価額合計					
	86,631円) について、会計上、除					
	却処理を行い、固定資産台帳を修					
	正する必要がある。					

管理課 (ID、パスワードの管理) 平成28年1月1日付けで情報セキュリティ対策マ ニュアルを改正し、パスワードの構成文字の種類と (公益財団法人山 情報セキュリティ対策マニュア |形県建設技術セン | ルで定めるパスワードの桁数、定 | 最低桁数を明記するとともに、最長変更期間を設定 ター) 期的な変更ルールが明確となって した。 いない。少ない桁数によるパス また、規定どおりにパスワードを設定又は変更し ワード設定や変更期間の長期化 | ないと、コンピュータが起動しないようなシステム は、情報セキュリティを脆弱にす にした。 るリスクがある。顧客情報、個人 情報保護の観点からも、最低桁数 や変更期間など、本法人としての 運用細則を定める必要がある。 また、システム上の制限設定や 定期的なモニタリングも必要であ 県民文化課 (「事務又は事業実施伺」の記載 平成28年3月9日に職員に対し、施行年月日の記 (公益財団法人山 不備) 載の徹底について、文書で周知を図った。 形県生涯学習文化 「事務又は事業実施及び支出 財団) 伺」に執行日の記載のない取引が 複数確認された。「会計規程」が 定める様式には、起案年月日、執 行年月日の記載欄があることか ら、決裁に基づき、確実に執行さ れていることを明らかにするため にも当該日付の記載を徹底するこ とが必要である。 県民文化課 (「文書管理規程」の見直し) 文書管理規程第3条に規定する起案用紙の様式を (公益財団法人山 「文書管理規程」において、起|定め、施行年月日の記載欄を明示するとともに、平 形県生涯学習文化 | 案文書に施行年月日の記載を求め 成28年3月9日に文書で職員に対し取扱いの徹底を 財団) る規定がない。決裁に基づき、確一図った。 実に施行されていることを明らか にするためにも規定化が必要であ る。 県民文化課 (使用不可の固定資産) 平成28年3月10日に除却処理を行い、固定資産台 (公益財団法人山 固定資産台帳からサンプル抽出|帳を修正した。 形県生涯学習文化 による実地確認を行った結果、固 財団) 定資産2点(帳簿価額合計2円) が使用不可の状態であった。 使用不可の固定資産について は、会計上、除却処理を行い、固

定資産台帳を修正する必要があ

る。

中小企業振興課 (使用不可の固定資産) 平成28年3月17日に除却処理を行い、固定資産台 (公益財団法人山 固定資産台帳からサンプル抽出|帳を修正した。 形県企業振興公 による実地確認を行った結果、固 定資産12点(帳簿価額合計1円) 社) が使用不可の状態であった。 使用不可の固定資産について は、会計上、除却処理を行い、固 定資産台帳を修正する必要があ 中小企業振興課 (設備貸与債権に係る債務者区分 平成27年度決算より、「財務状態による形式区 (公益財団法人山 の判定) 分」においては、一律処理するのでなく、徴求した 形県企業振興公 設備貸与債権の債務者区分の判 決算書等に基づき、個々の債務者実情を当てはめて 社) 定が、事実上「債務弁済状態によ 判断を行っている。 る形式区分」のみの目線で判定が 行われており、設備貸与債権分類 規程と整合しない運用となってい る。「財務状態による形式区分」 においては、一律に処理するので はなく徴求した決算書等に基づき 個々の債務者の実情を当てはめて 判断を行うべきである。 (設備貸与債権に係る貸倒引当金 中小企業振興課 平成27年度決算より、設備貸与債権に係る貸倒引 当金の計算においては、債務者区分ごとに今後一定 (公益財団法人山 |の計算) 形県企業振興公 貸倒引当金の計算においては、 期間の予想損失額を算定し、債務者区分ごとに算定 した予想損失額に相当する額を貸倒引当金に計上す 社) 設備貸与債権分類規程の記載又は 趣旨と整合しない運用となってい る方法に変更した。 る部分につき、以下の通り処理さ れるべきである。 ① 正常先及び要注意先について は、債務者区分ごとに今後1年間 の予想損失率をもって貸倒引当金 を計算すべきである。 ②債権残高が1千万円を超える破 綻懸念先のⅢ分類債権について は、回収不能額を個別に見積って 引当すべきである。 ③ 実質破綻先及び破綻先のⅢ分 類債権については、その全額を引 当すべきである。 中小企業振興課 (情報セキュリティ規程の整備) 平成28年3月1日付けで情報セキュリティに関す (公益財団法人山 情報セキュリティに関する規程│る規程(情報セキュリティポリシー)として「情報 形県企業振興公 (セキュリティポリシー) が整備 セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基 されていない。早急に規程を整備 | 準」「情報セキュリティ対策委員会規程」を制定し 社)

た。

する必要がある。

中小企業振興課	(記録媒体の管理)	平成28年3月1日付けで「情報セキュリティ対策		
(公益財団法人山	本法人では、記録媒体として	規準」を制定し、記憶媒体としてのUSBメモリー等		
形県企業振興公	USBメモリを保有しているが、取	の取扱いを規定し、管理台帳により管理している。		
社)	扱いのルールがなく、保管場所の			
	定めもない。外部記録媒体の保管			
	方法、貸出方法などに関するルー			
	ルを定め、情報セキュリティを確			
	保する必要がある。			
畜産振興課	(1者随意契約理由(事務室の賃	1者随意契約理由を以下のとおり整理し、理由書		
(公益社団法人山	料契約))	を契約時の決裁文書に添付した。		
形県畜産協会)	効率的な事業実施のためには山	(随意契約理由)		
	形県JAビルに入居することは一定	本協会の主体となる経営支援事業、価格差補てん		
	の妥当性はあると考えるが、県か	事業、衛生指導事業は、ほとんどがJAと関連する業		
	らの補助金を受け取っている以	│ │務であり、山形県JAビルがJA関連団体の拠点である		
	上、県民から競争性を欠く不適切	 こと及び本協会の唯一の取引金融機関であるJAバン		
	な取引について疑念を抱かれない	クが入居していることから連携した円滑な取組が図		
	よう、1者随意契約を行ったこと	り易い。		
	に関する明確、かつ、説得力のあ	・		
	る理由を作成するべきである。	員団体や各地の各JAの担当者が来所しやすい環境と		
		なっている。		
		なお、机・椅子及びキャビネットはユニットで値		
		付けとなっており、特に、キャビネットが事務室に		
		合わせて最大限整備されていることから、価格差額		
		てん事業の膨大な資料類の1年度分が他所の貸倉庫		
		に移すことなく、整理保管が可能である。		
	 (1者随意契約理由(産業廃棄物	1 者随意契約理由を以下のとおり整理し、理由書		
(公益社団法人山	加分委託契約))	を契約時の決裁文書に添付した。		
形界畜産協会)	20万安託失利) 畜産農家から持ち込まれる死亡	(随意契約理由)		
		(随息矢が壁田) 産業廃棄物である死亡牛を処理できる業者(化集		
	牛の処分については、現状のよう	業者)は少なく、東北地方では随意契約を締結した		
	に1者随意契約を実施する場合、			
	県民から競争性を欠く不適切な取	1社(青森県)のみである。		
	引について疑念を抱かれないよ	ほかに、本県から搬入できるとされる業者は群馬		
	う、1者随意契約を行ったことに	県に1社、徳島県に1社あるが、輸送経費や受入県		
	関する明確、かつ、説得力のある	側の悪臭被害等の環境問題が県議会で取り上げられ		
	理由を作成するべきである。	ており、安定的に処理できる業者として対応するこ		
		とは困難と思われる。		
		死亡牛の運送業者は、系列の化製業者と一体的に		
		業務を行っていることから、安定的に搬入できるの		
		は随意契約を締結した業者が唯一の業者である。		
畜産振興課	(什器備品に係る台帳未作成と実	什器備品について、実態に即した管理を行うた		
(公益社団法人山	地照合未実施)	め、平成28年2月23日付けで会計処理規程を改正		
形県畜産協会)	会計処理規程に従って、取得価	し、取得価格に下限額(3万円以上)を設けた上で		
	格が10万円未満の什器備品につい	台帳を整備した。		
	て台帳を整備し、毎年1回以上現	また、4月28日付けで現品照合を行った。		
	l			
	品と照合することが必要である。	なお、改正後の台帳記載物件は3件である(改正		